

令和2年6月26日

特例緊急経営安定貸付をお申込みのご契約者 各位

(本通知は、中小機構より特例緊急経営安定貸付の必要書類を送付した契約者の方にお送りしております)

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

特例緊急経営安定貸付にかかる印紙税の非課税措置のお知らせ

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年6月26日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」が施行されたことに伴い、特例緊急経営安定貸付金の借入れに際して作成される金銭消費貸借契約証書について、印紙税が非課税となります。すでに特例緊急経営安定貸付の契約を完了している方は、所定の印紙税を納付されていますが、下記手続きを行うことで、印紙税の還付を受けることができます。

つきましては、ご契約者における今後の手続きをご案内いたします。

① すでに特例緊急経営安定貸付の契約が完了しているご契約者

7月下旬頃までに、弊機構よりご契約者あてに「印紙税還付手続きのご案内」「印紙税過誤納付確認申請書」をご郵送いたします。送付の書類を所管税務署に提出することにより納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

② 今後、特例緊急経営安定貸付の契約を予定しているご契約者

ご契約時に、金銭消費貸借契約証書への収入印紙の貼付は不要になります

収入印紙を貼付し契約した場合には、後日弊機構よりご契約者あてに「印紙税還付手続きのご案内」「印紙税過誤納付確認申請書」をご郵送いたします。送付の書類を所管税務署に提出することにより納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

①および②-1が印紙税の還付対象になります。

